

公示第24号

公 示

令和8年度 任意継続被保険者標準報酬月額について

健康保険法（大正11年法律第70号）第47条第2項に規定する令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、当組合の令和7年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の上限とすることとなり、その額は次のとおりとなりますので公示します。

令和8年3月1日

川崎重工業健康保険組合
理事長 金子 剛史

記

標準報酬月額	620,000 円
標準報酬日額	20,670 円
適用期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

〔注〕 令和7年9月30日現在における当組合平均月額 : 614,303円

〔参考〕 令和7年度 : 620,000円

以 上